

令和3年2月診療分に係る普通交付金(直接支払)の事務処理について

| No. | 送付(納入)元⇒送付(納入)先 | 日程 | 送付(納入)物等 | 留意事項等 |
|-----|-----------------|------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 | 連合会 ⇒ 市町村 | 3月19日(金) | 2月診療分の診療報酬(国保一般・退職)に係る「払込請求書(赤刷)」(一定額分)を送付。 | 年度内に普通交付金の確定処理(市町村から県への実績報告等)を完了するため、2月診療分の診療報酬は、概算額(一定額)での請求となります。 |
| 2 | 市町村 ⇒ 連合会 | 4月6日(火)まで | 「普通交付金にかかる診療報酬の決定額通知書(一定額分)」を送付願います。 | 診療報酬(国保一般・退職)欄のみの記載となります。 ～記載例1 |
| 3 | 連合会 ⇒ 市町村 | 4月6日(火) | 2月診療分「払込請求書(赤刷)」(確定分)を送付。 | 審査確定後の「診療報酬」、「高額療養費」、「療養費」、「審査支払手数料」に係る「払込請求書」。 |
| 4 | 連合会 ⇒ 県 | 4月8日(木) | 2月診療分の普通交付金を請求。 | |
| 5 | 市町村 ⇒ 連合会 | 4月14日(水)まで | 「普通交付金にかかる診療報酬等の決定額通知書」を送付願います。 | 診療報酬(国保一般・退職)については、確定額を記載してください。～記載例2 |
| 6 | 県 ⇒ 連合会 | 4月16日(金) | 2月診療分の普通交付金を納入。 | |
| 7 | 連合会 ⇒ 市町村 | 4月16日(金) | 2月診療分の「国民健康保険診療報酬等計算書」を送付。 | 差額欄へ記載される金額(「一定額分」-「確定額分」)が返還金となります。～別紙1 |
| 8 | 市町村 ⇒ 連合会 | 5月14日(金)まで | 返還金に係る請求書を送付願います。～記載例3 | 不足額が生じた場合は、本会から県に請求します。 |
| 9 | 連合会 ⇒ 市町村 | 5月28日(金) | 返還金を納入。 | |

※2月診療分の概算額(一定額分)の算定方法等については、県高齢福祉保険課からの令和3年2月10日付事務連絡を参照ください。

※返還金の手続きについては、後日県より別途通知します。